

税の申告は

正しくお早めに！

今年も所得税と市・県民税の申告時期を迎えました。申告期限が近づくと、会場は大変混雑します。前もって必要な書類を準備して、早めに申告を済ませましょう。

申告の期間と会場

今年度の申告は旧市町村の地域ごとに実施します。
各地域の申告受付の日程は4ページの表のとおりです。
※各会場とも土曜・日曜日、祝日は申告の受付を行っていませんので、ご注意ください。

申告が必要な方

◆所得税
次の項目に該当する方は、申告が必要です。

- ① 給与所得者で、
 - 平成18年中の給与所得以外の所得が20万円を超える方
 - 2か所以上の事業所から給与の支払いを受けている方
 - 給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - 年の途中で退職し、その後就職しなかった方や、1年のうちに何度か職を変えて年末調整が済んでいない方
- ② そのほかの所得者で、
 - 事業所得（農業や商業、工業など）がある方

- 不動産所得（地代や家賃など）がある方
- ◆ 次の項目に該当する方は、鹿沼税務署で申告してください。
 - 譲渡所得（土地や家屋、株式の売却など）や山林所得がある方
 - 青色申告の方
- ◆ 市・県民税
平成19年1月1日現在で日光市に住所があり、次の項目に該当する方は、申告が必要です。
 - ① 平成18年中に、営業や農業、不動産などの所得があった方

申告に必要なもの

- 所得税と市・県民税の申告に必要なものは次のとおりです。
- ① 印鑑（認め印）
 - ② 申告者本人の金融機関の口座番号が分かるもの
 - ※口座番号を控えてくるか預金通帳を持参してください。

